

会報

あおいろ

あなたのそばで
あなたを応援！

第100号

■発行 No.100 (平成30年11月15日)



一般社団法人 北那霸青色申告会

〒902-0068 沖縄県那霸市真嘉比2-5-3

☎ (098) 886-4010 (代) ☎ (098) 886-1205

E-mail info@kitanaha-aoiro.net

ホームページ http://www.kitanaha-aoiro.net



税務調査の事前準備と対応策

九月二十八日(金)、「税務調査の事前準備と対応策」の研修会を(公社)北那霸法人会と共催により浦添市産業振興センター「結の街」において行われ、顧問税理士新垣隆顕先生が講師を務め、税務調査の内容や調査官の着眼点、対処のポイントについて話されました。

「税務調査の対象となる事業所は、毎年の確定申告で前年对比や同規模、同一業種との对比等で異常な计数となつた場合に調査の可能性が高くなります。予め決算書の特記事項にその理由を記載しておくと可能性は低くなります。調査が決まつたら、帳簿等の準備や内容の確認を徹底し、受け入れ態勢を整えておくことが必要であります。また、シミュレーションをしておくとより明確に備えられます。調査時には調査官の質問内容を的確に捉え、事实をしつかり把握して答える事。分からぬ点や不明な点は即答せず、充分に検討して正直に話すこと。また、事業の概況や事業主の生活面、趣味、財産などの資金の流れを確認されることもあるため事業のみならず生活面もすべて抑えておくことも必要です。

実際の調査では、税務署からの指摘事項について話合い、お互いの考え方を調整、確認して和解できれば修正申告に応じ、問題点がない場合は合格となり調査が終ります。」

テキストや実体験を織り交ぜながら解りやすく説明されました。

当日は台風が接近中のなか、大勢の方が受講し、税務調査に備えるべく、先生の話に熱心に聞き入る有意義な研修となりました。



去る九月十三日(木)浦添市社会福利センター一大研修室に於いて支部役員、委員、顧問、部会、総勢二〇二名へ委嘱状交付式が開催されました。

来賓として、新垣真秀北那霸税務署長をはじめ廣瀬健一郎副署長、安里見個人課税課税第一部門統括官、伊集盛美個人課税第一部門上席にご列席頂きました。

日渡勝彦副会長の開会のことばで始まり、新本秉義会長より「平成三十一年十一月から消費税率の引き上げと同時に軽減税率制度が導入されます、軽減税率制度の下では、取扱商品の適用税率の確認税率ごとの区分経理、区分記載請求書等の交付や複数税率対応レジの導入といった準備が必要となってくる場合がございまして、本会と致しましては税務当局と連携をとり、広報・周知や説明会を開催してまいりたいと考えております、本日、委嘱を受けた皆様方には、多くの会員の中から青色申告会活動をご理解いただいた



色々でございます、各地域において、青色申告の普及に努力されるとともに、会員と事務局・税務署市町村を結ぶ大きなパイプ役として地域発展に貢献していくべきだときたいと思います」と挨拶があり、引き続き委嘱状の交付が行われました。

新垣署長より激励のご祝辞を頂き、宮城太榮副会長の閉会の挨拶で終了致しました。

第二部の研修会では仲本専務理事より「青色申告制度と青色申告会のあゆみ」と題して青色申告制度創設が編集されたビデオと解説での研修を行いました。引き続き、消費税の軽減税率制度について安里個人課税統括官より説明がありました。

その後、宮城恵美子副会長の開宴の挨拶で懇親会が始まり、廣瀬副署長より乾杯の挨拶を頂き、和やかな雰囲気の中、新役員の方々も交流を深め、宮城辰三副会長の閉会の挨拶で終了致しました。



色々でございます、各地域において、青色申告の普及に努力されるとともに、会員と事務局・税務署市町村を結ぶ大きなパイプ役として地域発展に貢献していくべきだときたいと思います」と挨拶があり、引き続き委嘱状の交付が行われました。

新垣署長より激励のご祝辞を頂き、宮城太榮副会長の閉会の挨拶で終了致しました。

第二部の研修会では仲本専務理事より「青色申告制度と青色申告会のあゆみ」と題して青色申告制度創設が編集されたビデオと解説での研修を行いました。引き続き、消費税の軽減税率制度について安里個人課税統括官より説明がありました。

その後、宮城恵美子副会長の開宴の挨拶で懇親会が始まり、廣瀬副署長より乾杯の挨拶を頂き、和やかな雰囲気の中、新役員の方々も交流を深め、宮城辰三副会長の閉会の挨拶で終了致しました。

委囑狀交付式開催！



税の作文審査会



青色健康診斷



今年も青色健康診断の季節を迎え、年に一度の健康チェックを沖縄県建

廿月十八日、二十六日

今年も青色健康診断の季節を迎え、年に一度の健康チェックを沖縄県健康づくり財団のご協力をいたいただき行われました。

十月十八日、二十六日に一般定期健診コース・生活習慣病コースが実施され申込された事業主をはじめ

健全な経営も健康な体からです。毎日の生活の中で心や体にかかる様々な負担は知らず知らずのうちに色々な部分を衰えさせ生活习惯病の大きな要因になつて いる可能性があります。この機会に是非ご利用ください！

租税教育の一環として時代を担う少年、少女に税の関心を深めさせることを目的に毎年募集しております「中学生の税についての作文」の審査会が九月二十六日(水)沖縄納税研修会館研修室にて行われました。

今年度は、北那覇税務署管内中学校二十一校、一五九五編の応募があり、税務署員、役員、委員、青年部、女性部が審査しました。今年度で三十三回目の作文募集と言うこともあり、どの作文も税についてよく調べられており、更に、体験から税との関わりに気づき理解を深めているもの、税から描く未来像など、税に対する理解や関心の高さが伺えるものばかりで一編一編何度も読み返すなど熱心に審査をしておりました。

審査の上位作文については県、更に全国にて審査され、各賞の対象になります。次回号にて掲載します。

「成功する生前贈与」研修会

相続財産評価と 相続軽減対策のポイント

遺言書活用法

「不動産保有会社活用」研修会

（木）　浦添市産業振興センター
「結の街」に於いて、税理士町田真子先生をお招きし、（公社）北那霸法人会と共に研修会を開催致しました。

（木）、浦添市産業振興センター、結の街に於いて、税理士の比嘉孝明先生を講師としてお招きし、「相続財産評価と相続軽減対策ポイント」をテーマに会員様多数参加の下、

去る九月五日（水）、浦添市産業振興センター・結の街三階中研修室にて、「不動産保有会社活用」研修会を、講師に税理士の添石幸伸先生をお招きし、（公社）北那覇法人会と共に開催いたしました。

講座では、会社を設立することによるメリット・デメリットについて説明されました。主なメリットとしては、相続税の面では、本来個人に入る不動産収入が会社に入ることにより、個人財産の蓄積を防ぐことができること、所得税の面では、不動産収入を

分散させることにより、所得税率を低くすることができる、等があります。一方で、設立費用や社会保険料といった様々な費用がかかること、個人の場合以上に経理をしつかりとしなければならない、といったデメリットがあること、また、管理料を過大に受け取ることの無いよう、勤務実態に応じた管理料割合を設定する、契約書や事実関係を書面で残す、等の注意点についても説明されました。

最後に、資産活用の方法は人それぞれなので、うまくいった人と同じことをするのではなく、専門性をもつてアドバイスしてもらうことが大切です。

ではなく、事前に専門の知識を持った人は相談するよう呼び掛けて研修会を終了しました。

相続財産に毎年一千万円の基礎控除制度を利用し長期にわたり財産を贈与する制度でありました。又、相続時精算課税制度は、満六十歳以上の父母、祖父母から二十歳以上の（子・孫）が直系尊属（祖父母・父兄）から、二千五百万までは無税で贈与を受けられる制度です。

しかし、相続が発生した時にその贈与額は相続財産に加算することになります。

又、相続時精算課税制度を利用する場合は、その年に選択する旨の届出と贈与税の申告が必要になります。一度この制度を選択したら、相続が発生するまで制度が適用され、暦年課税制度へ戻すことはできません。それと同時に百十万の基礎控除も受けられなくなりますので注意が必要です。更に、「住宅取得資金贈与」の非課税特例と、一括贈与の非課税特例の「結婚・子育ての資金」「教育資金」の制度についての説明がありました。

受講者の多くは、将来関わってくるであろう相続の問題に、真剣に聞き入り、大変関心の高い研修会となりました。

が決め手となるといつても過言ではありません。相続財産の金銭価値を見積る方法は色々なやり方がありますが、それでは多くの人の相続税の計算に公平さが保てませ
ん。そこで国税庁は相続財産の評価の仕方を画一的に定めた評価方法（財産評価基本
通達）を公開しています。特殊な事情がなければ、この評価方法で相続財産の金銭的
価値を見積ることが適切です。と自宅や不動産を中心とした「相続財産評
価」について計算例などを交えながら、分かりやすく説明して頂きました。

講座終了後には個別での質問も多く、相
続の事前対策や申告手続きの準備に取り組
むための基礎的な知識を学んで頂き、大変
有意義な講座となりました。

不動産管理セミナー

二〇一〇年四月一日に施行される民法改正に伴い、不動産賃貸経営へ与える影響について、敷金の性質・賃借人への返還時期や賃借分の一部が滅失その他の事由により使用できない場合の家賃減額の考え方、また退去の際に、原状回復へ戻す費用は入居者又は大家さんどちらが負担すべきなのか? 国交省のガイドラインでは故意・過失等による損耗やキズ等は入居者、通常使用によるものについては大家さんが負担するのが原則となつてゐるが、契約時の内容を当事者間で予め現状回復義務範囲の取扱いについて合意していれば、民法等の規定と異なる取扱いをしていても優先的に適用できるとのことでした。但し、契約内容が社会一般の常識からして不適当と思われるものについては、当事者の同意があつても法律上無効とされるなど、他にもいろいろな事例を交えながら民法改正のポイントを説明して頂きました。



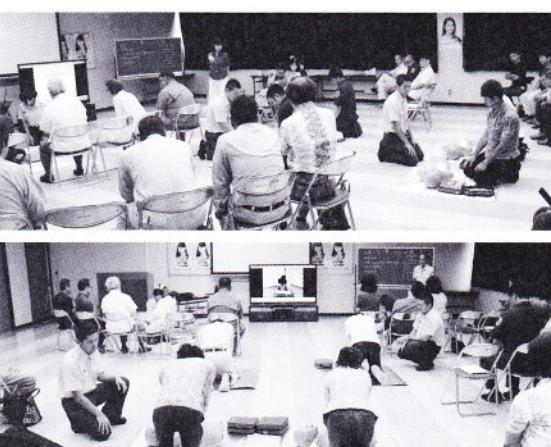
十九日（金） 去る、十月
「これから時代を乗り切
るためにアパート経営の
知識」と題して、不動産管
理セミナーが宮城裕氏（カ
セイ有限会社代表）を講師
にお招きし開催いたしました
た。

所得税関係では、個人所得課税が見直され、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金控除が十万円引き下げられ、基礎控除を同額引き上げる見直し（平成三十二年分以後の所得税より適用）などが行われます。相続税・贈与税関係では、中小企業の代替わりを促進するため十年間の特例措置として「事業承継税制」が抜本的に拡充されたほか、「上規模宅地等の特例の見直し」などが講じられました。法人税関係では、「所得拡大促進税制の見直し」や「情報連携投資等の促進に係る税制の創設」、消費税関係では「簡易課税制度の見直し」といった改正が各分野において行われており、テキストを使用しながら限られた時間の中でも細かく説明していただき、大変関心の高い研修会となりました。



去る七月五日（木）、浦添市社会福祉センター「三階中ホール」に於いて、税理士の富田将孝先生を講師にお招きし、
（公社）北那覇法人会と共に税制改正の「ポイント」研修会が開催され

応急手当を行う場面があつた場合、実技だけではなく、周囲の安全を確認する事や、付近の人間に声掛けを行い救急車を呼んでもらう事や、AEDを持つてきてもらうなど、協力を頑くことも重要で、あることを確認し、手当を行うことで、その人の生存率を上げることが出来るので、もし、そういう場面を目前にした時は積極的に手当をしてほしいと呼び掛けで講習会を終りました。



A black and white photograph of a classroom. In the foreground, several students are seated at their desks, facing the front of the room. In the center-left, a teacher stands behind a desk, gesturing with their hands as if speaking. The background features a chalkboard and a large whiteboard. In the top right corner, there is a large, circular, high-contrast inset portrait of a man's face, which appears to be a composite or heavily processed image.

去る十月十七日（水）～十八日（木）の二日間、税理士の比嘉孝明先生を講師にお招きし、「建設業簿記講座」を（公社）北那覇法人会と共催で開催致しました。

本講座は、建設業簿記を知らない実務未経験の方や再度内容を復習したい方などが対象になつておあり、一般的の商品売買業（商業簿記）の会計とは異なる部分に重点をおき、建設業において多く発生する様々な事例をテキスト問題を通して仕訳から伝票、財務諸表の作成まで行い、簿記未経験者の方にもとても分かりやすい講座内容となつておりました。

講座終了後には、受講者の方から「会計に対しても不安がありました」と、問題を通していくにつれ、樂しさや自信が湧き、早く実務に活かしたい」といつた声があり、内容の充実した講座となりました。

应急手当講習会

建設業簿記講座

働き方改革の目指すものが労働時間を短縮するという事が大きな目的で時間外なりました。

二〇一八年六月に働き方改革関連法が成立し、関連する省令や指針が発表され、徐々に詳細が明らかになり事業所に及ぼす影響を把握しておく研修となりました。

二〇一八年六月に働き方改革関連法が成立し、関連する省令や指針が発表され、徐々に詳細が明らかになり事業所に及ぼす影響を把握しておく研修となりました。



働き方改革が及ぼす影響！

去る十月十七日（水）浦添市産業振興センター結の街に於いて比嘉政人氏（外間経営労務管理事務所）講師にお招きし、年金についての基礎知識・得する年金のもらい方講座を開催しました。

ご存知のように、年金受給資格期間短縮制度改正により年金十年加入で年金受給ができるようになりますが、「年金の仕組みがわかりにくい」などの声をよく耳にする事から年金の基礎知識、社会保険の仕組み、自分年金づくりなど退職後の第二の人生を楽しく過ごすため知識を得て老後に備える内容を事例を交えて説明頂き、大変有意義な研修会となりました。

年金のしくみって？

去つた八月八日（水）、沖縄県立博物館・美術館「美術館講座室」において特定社会保険労務士 比嘉正人氏を（外間経営労務管理事務所）講師にお招きし、年金についての基礎知識・得する年金のもらい方講座を開催しました。

七月定例会	
日時	平成三十一年七月六日（金）
場所	旬膳・酒肴楓
内容	研修会「成年後見制度について」

青年部定例会開催！

青年部は、部員相互の情報交換と異業種交流や後継者育成を目的に現在三十六名が活動しております。



九月定例会

日時 平成三十一年九月十九日（水）

内容 検察研修瑞泉酒造（株）工場見学
講師 瑞泉酒造（株）社長佐久本学氏

首里の城下町にある瑞泉酒造は、琉球王朝時代より変わることのない泡盛の美味しさを生み出しています。長年守り続けた伝統とワザ、そして最新の技術による泡盛の製造工程を説明して頂きました。

只今、青年部員を大募集しております。
青年部に入部し、仲間づくりをしてみませんか。

「日本銀行那霸支店長」講演会



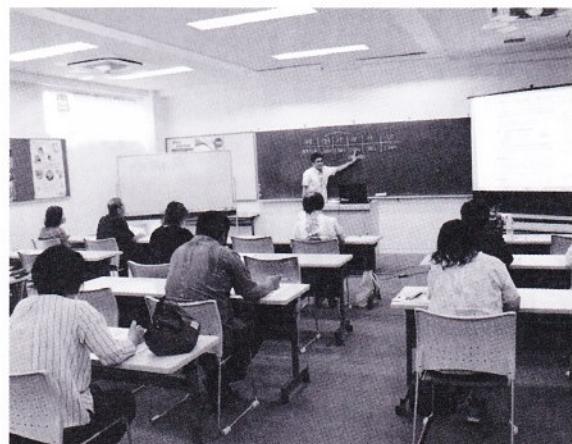
やさしい消費税説明会

「消費税軽減税率制度」研修会
各地域にて開催!

去る十月二十五日（木）、沖縄県立博物館・美術館一階「博物館講座実」に於いて、日本銀行那霸支店支店長 桑原康二氏を講師にお招きし、（公社）北那霸法人会と共に催されました。

講演会は「世界・日本・沖縄の経済動向」と題して、始めに世界経済について、先進国の成長率は減少傾向にあるが、新興国、途上国が上昇傾向にあり、全体では、平均成長率よりもよく、今後も緩やかに伸びを高める見通し。

日本経済については、景気は緩やかに拡大しており、個人消費では、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、緩やかに増加しているとのこと。地域別に見ても九州・沖縄の景気の総括判断をみると、しっかりと足取りで、緩やかに拡大している。「当県経済拡大の最大の牽引役は、観光業だが、好調な今のうちにこそ将来を見据え、「供給力の増強」と「量から質への転換」」「持続可能な景気動向や外的ショックに左右されにくく構造への転換」に向けて官・民が連携して取り組む必要がある。加えて、当県が観光業をリーディング産業とする「真の観光立県」を目指すためには、そこに住む人々や、観光業に従事する人々が、誇り・やりがいを持ち、幸せを感じられないと長続きしない。そのためにも、まずは、①経営者等の意識の転換→収益向上→待遇改善のほか、②人材育成の強化（①の収益向上にもつながる）等が必
要となる」と話し、今後の課題についても支店長の視点からお伝え頂いた。



平成三十一年十月一日より実施される消費税軽減税率の概要として、軽減税率の対象となる品目等の説明や帳簿及び請求書等の記載と保存方法について、また、複数税率に対応したレジを導入する際の補助金制度（申請期限：平成三十一年九月三十日）等の概要をご説明して頂きました。

軽減税率制度の実施まで一年をきりました。今後も定期的に研修会を開催してまいりますので、ぜひご参加ください。



源泉所得税研修会開催！

去る九月十三日（木）、沖縄県立博物館・美術館に於いて、講師に北那霸税務署法人部門担当官をお招きし、「源泉所得税説明会」が開催されました。

源泉徴収とは、給与・報酬・利子・配当・使用料等の支払者が、それらを支払う際に所得税等の税金を差し引いて、それを国等に納付する制度である。

源泉徴収された税金は源泉徴収税という。事務の流れをテキストに沿って説明があり、マイナンバー制度（個人番号制度）が関係する点も話され、おすすめの納付方法として、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座から振替により納付するダイレクト納付を示されました。大勢の参加者があり関心の高さがうかがえました。

【本島】

日付…平成三十年十月二十二日（月）
場所…浦添市産業振興センター・結の街
三階中研修室

【座間味村】

日付…平成三十年六月六日（水）
場所…座間味村役場 三階

【久米島町】

日付…平成三十年八月二十七日（月）
場所…南大東村多目的交流センター

【久米島町】
日付…平成三十年十月十日（水）
場所…イーフ情報プラザ

女性部 子ども税金教室



子供達に税について興味をもつてもら
い、適切な知識を身につけていただきこ
とを目的に西原南小学校の六年生六二名
を対象に「子供税金教室」を開催致しま

島袋部長より「私たちの身の回りにはたくさんの税金が関わっていて税金を通して社会は成り立っています。今日の勉強を通して税金を身近に感じて頂きたくい。」と挨拶され、漢那副部長、高良会計より、アニメや例題をあげながら解りやすく説明されました。

最後に「みんなの暮らしはみんなが納めた税金で安全や快適さ、豊かさにあります。中学、高校へと進んで行く中で税に興味と関心を持つて歩んでいただきたい。」と締め括りました。

引き続き、「○」「×」クイズを行い、楽しみながら税金への知識を深め、「一億円のレプリカを一人一人体験してもらうことでのお金の重さを実感していただきました。」最後に、子供達から「ごみ処理場が税金で出来ているなんて知らなかつた。」「一億円が重かつた。」「税金の事がよく解り勉強になつた。」など様々な感想を頂き、「税金教室」を終了しました。



パソコン講座！



日時…平成三十年八月十七日(金)

日時…平成三十年八月十七日(金)
場所…浦添市産業振興センター・

この講座は、パソコンの基本操作ができる方を対象に、知っているとパソコンをより快適に使用できる機能や小技を紹介する講座です。

始めて、パソコンの動く仕組みや、基本的な用語の説明、キーの機能の説明を行い、その後、キーボードの入力のみで、様々な操作ができるショートカットキーの紹介や、設定を変えることでウインドウズや、ワード・エクセルを効率良く操作する方法について説明を行いました。受講者からは、「知らなかつた操作をたくさん知ることができてよかつた」、「実務で活用できる機会があれば使っていきたい」といった声もあり、非常に心の高い研修会となりました。



エクセル実践講座（ステップアップ編）



日時 一九二七年九月二十七日(木)～二十八日(金)

(計六時間)

場所…浦添市産業振興センター 結の街
講座は、普段エクセルを使っているが
もつと実践的に使いこなしたい方を対象に
様々な関数の利用の仕方、表作成の活用
データベース機能の活用方法、ピボット
テーブルとピボットグラフの作成の仕方
マクロの機能等、テキストを使用しながら
わかりやすく実習して頂きました。

受講者の中からは、「マクロなどの機能は使つた事は無かつたが、今回の講座でだいぶ理解できました。これから業務に活用していきたい。」などの声も聞え、休憩中や研修会終了後も質問が絶続しない、大変関心の高い講座となりました。

去る、八月八日（水）ダブルツリー by ヒルトン那覇首里城「守礼の間」に於いて「平成三十年度役職員研修会」が開催されました。

第一研修 中央情勢報告
（一社）全国青色申告会総連合常務理事・事務局長綿貫豊氏より税制・組織・指導相談等を各分野ごとに報告された。

第二研修 税制改正運動と今後の取り組みについて
（一社）全国青色申告会総連合常務理事・事務局長綿貫豊氏より税制改正要望意見は、これまで事業主報酬制度で要望してまいりましたが、今年度からは青色事業主勤



会ととなりました。

第三研修
（一社）全国青色申告会総連合常務理事・事務局長綿貫豊氏により税制改正運動と今後の取り組みについて
（一社）全国青色申告会総連合常務理事・事務局長綿貫豊氏より税制改正要望意見は、これまで事業主報酬制度で要望してまいりましたが、今年度からは青色事業主勤

労所得控除として要望する。
税制改正要望の最重要要望事項として①青色事業主勤労所得控除の実現②個人企業における事業主承継制度の確立③消費税制の簡素化④青色申告特別控除十万円を三十万に引き上げ要望実現を求めて税制改正運動に取り組む。

平成三十年度の会員増強は全国的に会員が減少している中、沖縄県の六つの会が会員となつていることが紹介された。会員拡大が税務当局と連携を図り、青色申告コーナーには於いて、青色申告の普及と併せて入会し、会員増強に繋がっている。更に、青色申告コーナーの従事する役員・青年部・女性部に事前研修会を実施している会が伸びている。

第一研修 青色申告と税務行政との連携、協調並びに申告納税環境の変化をテーマに沖縄国税事務所個人課税課記帳指導専門官長嶺芳幸氏により
第二研修 青色申告の普及等、青色申告会と連携強調を図っていく。
第三研修 消費税率の引上げ等への対応「軽減税率制度のあらまし」をテーマで講師として栃木県青色申告会連合会専務理事田上等氏より、消費税率の引き上げに伴う軽減税率を実例を交えて、わかりやすく解説された。

第四研修 ブルーリターン A 2019 年版「軽減税率などの区分経理」、「新しい元号への対応」、「機能改善」などのテーマで秋元賢一氏によりパワーポイントを利用してわかりやすく説明された。

第五研修
（一社）全国青色申告会総連合の事務局次長秋元賢一氏によりパワーポイントを利用して

「平成三十年度役職員研修会」開催される

県青連広場

＜新聞＞軽減税率の対象となる新聞とは一定の題号を用い政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので定期的に基づくものです。

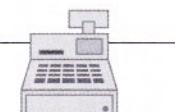
帳簿記帳はどのようにするんですか？



税率が 8%、10% があるので区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となる区分記載請求書等保存方式は(平成31年10月1日～平成35年9月30日)

適格請求書方式(いわゆるインボイス制度)の導入は(平成35年10月1日)

軽減税率対策補助金をご存知ですか？



複数税率への対応が必要となる中小企業小規模事業者等の方には複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う際にその経費の一部を補助する制度があります。

詳しくは「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。TEL 0570-081-222

マル得情報

いつから消費税が10%になるかご存知ですか？



平成31年(2019年)10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、消費税の課税事業者になっている人だけでなく全ての事業者に関係あります。

軽減税率制度とはなんですか？



税率は標準税率10%(消費税率7.8% 地方消費税2.2%)
軽減税率8%(消費税率6.24% 地方消費税1.76%)

軽減税率の対象品目はなんですか？



飲食料品とは食品表示法に規定する食品(酒類を除きます)をいい一定の一定の資産を含みます。外食やケータリング等は軽減税率の対象とはなりません。

テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は軽減税率の対象となります。